

電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定

(諮問第3169号)

< 目 次 >

1	諮問書	1
2	概 要	2
3	告示案	6

(公印・契印省略)

諮 問 第 3 1 6 9 号

令和 5 年 5 月 26 日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 相田 仁 殿

総務大臣 松本 剛明

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第27条の3第1項の規定に基づき、別紙のとおり同条第2項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定することとしたい。

ついては、同法第169条第2号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。



総務省

電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける 電気通信事業者の指定

令和5年5月
総務省
総合通信基盤局

- モバイル市場の公正な競争を促進するため、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第27条の3において、**携帯電話事業者等に対する規律を規定**
- 対象役務※は、**携帯電話サービス及び全国BWAサービス**(スマートフォン、フィーチャーフォン、タブレット、モバイルルータ)
- **対象事業者※は、MNO、MNOの特定関係法人及び利用者の数の割合が0.7%を超えるMVNO(現行の告示で指定する対象事業者は合計32社)**

※ 対象役務・対象事業者は、電気通信事業法第27条の3第1項に基づき指定

通信料金と端末代金の完全分離

- 端末の購入等を条件とする通信料金の割引を禁止
- 通信契約とセット購入時の端末代金の値引き等の利益の提供を上限 2万円に制限※
(先行同型機種買取価格を下回ることも不可)

※端末代金の値引き等の利益の提供の例外あり

行き過ぎた囲い込みの禁止

- 期間拘束契約の期間の上限は2年、違約金の上限 1,000円
- 期間拘束のない契約の提供義務付け
- 期間拘束の有無による料金差の上限は170円/月
- 更新を伴う契約が満たすべき条件の遵守
- 継続利用割引時の利益の提供 1か月分の料金/年

❑ 禁止行為規律の対象となる電気通信事業者として次の電気通信事業者を告示によって指定（現行の告示は、令和4年総務省告示第321号）

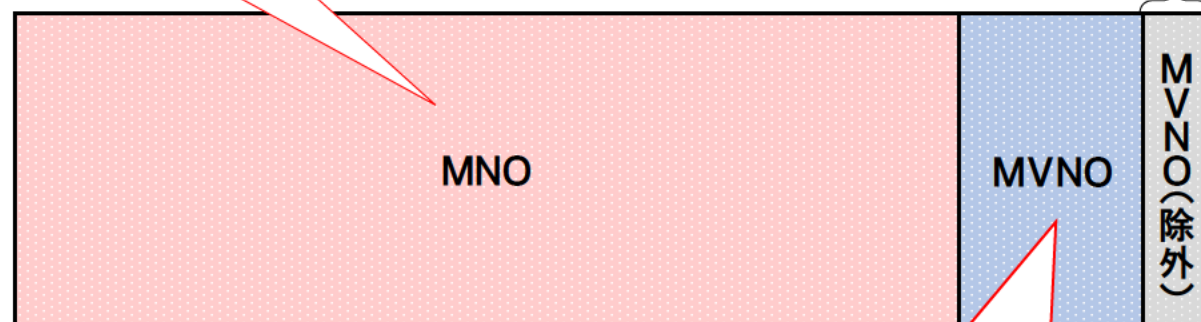
- ・MNO及びMNOの特定関係法人のうち移動電気通信役務を提供している者については全事業者
- ・MVNOについては移動電気通信役務の利用者の数の割合が0.7%を超えるもの

MNO: 全て指定

（自ら周波数の割当てを受けてネットワークを運用する電気通信事業者は競争への影響が少ないとは考えられないため。）

除外されるMVNO

（利用者は全体の一割未満）



【確認方法】

- 1: MNOに対して、移動電気通信役務を提供している自社の特定関係法人の増減の有無を確認
- 2: 年度末時点の移動電気通信役務の利用者の数を用いて、利用者の数の割合が0.7%を超えるMVNOを確認

【指定手続】

- ・ 禁止行為規律の対象となる電気通信事業者を指定又は解除するときは、告示の制定を行い、対象事業者に通知

MVNO: 基準を満たす者を指定

- 1: MNOの特定関係法人※のうち移動電気通信役務を提供している者を指定（潜脱防止のため。）

※ MNOの親会社、子会社、兄弟会社、1/3超の議決権保有等の実質的な支配関係のある関連会社等

- 2: 利用者の数の割合が0.7%を超えるものを指定

（利用者の数が100万（割合換算で約0.7%）を超える電気通信事業者は、競争への影響が少ないとは考えられないため。）

- 今般、①MNOへ移動電気通信役務を提供している自社の特定関係法人の増減の有無の確認と②MVNOの指定基準による対象事業者の確認を実施した。
- 移動電気通信役務を提供しているMNOの特定関係法人について①を実施したところ、移動電気通信役務の提供終了に伴う1者の減少があった。
- その他MVNOについて令和5年3月末の利用者の数を基に②を実施したところ、対象事業者に変更はなかった。
- 上記を踏まえ、現行の告示(令和4年総務省告示第321号)を廃止し、計31社を指定する告示を新たに制定する。

MNO	MVNO	
	MNOの特定関係法人	その他MVNO
・ NTTドコモ	・ NTTコミュニケーションズ ・ NTTビジネスソリューションズ ・ NTTPCコミュニケーションズ ・ NTT BP ・ NTTメディアサプライ ・ NTTリミテッド・ジャパン ・ ドコモCS ・ NTTレゾナント	・ IIJ ・ オプテージ ・ ○△事業者 ・ ×××事業者 ... ↑ シェアが0.7%超
・ KDDI ・ 沖縄セルラー電話 ・ UQコミュニケーションズ	・ ジェイコム地域会社(11社)※ ・ ソラコム ・ 中部テレコミュニケーション ・ ビッグロープ	計31社 (現行は計32社)
・ ソフトバンク	ヤフー	
・ 楽天モバイル	・ 楽天コミュニケーションズ	

※ 大分ケーブルテレコム、ケーブルネット下関、ジェイコムウエスト、ジェイコム九州、ジェイコム埼玉・東日本、ジェイコム札幌、ジェイコム湘南・神奈川、ジェイコム千葉、ジェイコム東京、土浦ケーブルテレビ、横浜ケーブルビジョン

○総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を次のとおり指定する。

なお、令和四年総務省告示第三百二十一号（電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件）は、廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

- 一 株式会社NTTドコモ
- 二 沖縄セルラー電話株式会社
- 三 KDDI株式会社
- 四 ソフトバンク株式会社
- 五 UQコミュニケーションズ株式会社
- 六 楽天モバイル株式会社
- 七 株式会社インターネットイニシアティブ
- 八 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- 九 NTTビジネスソリューションズ株式会社

- 十 株式会社エヌ・ティ・ティ・ピー・シーコミュニケーションズ
- 十一 エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社
- 十二 エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社
- 十三 NTTリミテッド・ジャパン株式会社
- 十四 エヌ・ティ・ティ・レゾナント株式会社
- 十五 大分ケーブルテレコム株式会社
- 十六 株式会社オプテージ
- 十七 株式会社ケーブルネット下関
- 十八 株式会社ジェイコムウエスト
- 十九 株式会社ジェイコム九州
- 二十 株式会社ジェイコム埼玉・東日本
- 二十一 株式会社ジェイコム札幌
- 二十二 株式会社ジェイコム湘南・神奈川
- 二十三 株式会社ジェイコム千葉
- 二十四 株式会社ジェイコム東京
- 二十五 株式会社ソラコム

- 二十六 中部テレコミュニケーション株式会社
- 二十七 土浦ケーブルテレビ株式会社
- 二十八 株式会社ドコモCS
- 二十九 ビッグローブ株式会社
- 三十 横浜ケーブルビジョン株式会社
- 三十一 楽天コミュニケーションズ株式会社